

「世界水準の観光地域づくり事業」に係るパートナー事業者選定 公募型プロポーザル
企画提案等に係る質問回答書

	質問内容	質問に対する回答
1	二次交通について ・羅臼町でのタクシー事業者は「羅臼ハイヤー」のみですが、新規参入は可能でしょうか？または既存事業者保護等で台数制限がされているのでしょうか？ ・羅臼町地域公共交通活性化協議会を開催されていると思いますが、公共ライドシェア、日本版ライドシェアの導入など、どのような方向性になりそうでしょうか？	タクシー事業に関する規制については、関係法令に基づき所管官庁にて判断されるものと考えています。 羅臼町地域公共交通活性化協議会においては、現在、実証社会実験に取り組んでいるところであり、現時点で特に方向性は定まっていません。
2	港の活用について ・羅臼町にて海業の申請を行われていると思いますが、当プロポーザルでの提案に漁港の活用を含めても宜しいでしょうか？ ・提案可の場合、当プロポーザルに紐づく補助金と海業の補助金は重複して申請出来ないと思いますが、当事業が進んだ際に、漁港を海業の範囲にし、その他エリアを当事業の補助金にするなど、2つの補助金を並行して活用することは可能でしょうか？	海業の推進に関しては、本プロポーザルとは別に取組を検討しておりますが、企画の具体案に漁港の活用を含めていただくことについては、差し支えありません。 今後の補助金の活用に関しては、具体的な事業内容及び各補助金の要領等を踏まえ、2つ以上の補助金を明確な役割分担の元に並行して活用することはあり得ると考えています。
3	相泊エリアの開発について ・相泊エリアが国立公園内に含まれておりますが、羅臼の漁業を体験する宿泊施設など、漁業の振興に資するものであればご提案可能でしょうか？(その際は宿泊機能の新築も可能でしょうか？) ・国立公園管理計画では工作物は「原則として漁業活動及び森林施業、学術研	国立公園における規制については、関係法令に基づき所管官庁にて判断されるものと考えています。 企画の具体案の作成に当たっては、現時点で把握している規制内容を踏まえて、提案をお願いいたします。 今後の事業の実施可否等については、事業内容が具体化した段階で、所管官庁への相談が必要と考えています。

	究その他公益上必要な行為に係る施設以外は極力抑制を図るものとする。」となっておりますので、羅臼町やまちづくり会社が設置する施設(公益上必要)であれば、国立公園内であっても施設建設や用途変更を伴うリノベーションを行なっても良いでしょうか？	
4	二次交通について ・羅臼町における２次交通課題として現状抱える主な課題 ・課題対処の方針や今後の施策予定 ・コミュニティワゴン実証における評価・展望 ・公共ライドシェアやオンデマンド等の新規モビリティで補完を想定されているエリアや交通	現状、羅臼町内の観光客の移動は自動車が多くなっていると思われ、自動車の運転が難しいインバウンド等の誘客に課題があると考えています。 羅臼町地域公共交通活性化協議会においては、現在、実証社会実験に取り組んでいるところであり、現時点で評価・展望をお示しすることは困難です。 現時点で、具体的なエリアや交通の想定、また、課題対処の方針や今後の施策予定を有していませんので、本プロポーザルの目的等を踏まえたうえで、提案をお願いいたします。